

令和4年度常勤役員の年俸の額

役員の報酬等及び費用に関する規程第4条（年俸の額）第1項の規定に基づき理事長が決定する額は次のとおりとする。

理事長	960万円
専務理事	864万円
常務理事	816万円
理事	768万円

ただし、60歳以上65歳未満の役員にあつては当該額に100分の90を、65歳以上の役員にあつては100分の80を乗じて得た額とする。

なお、1週間の全日を勤務しない場合には、勤務日数に応じた日数に対する割合を乗じた額とする。

【参考】

日本地図センター役員の報酬当及び費用に関する規定（抄）

（年俸の額）

第4条 年俸の額は、次の各号に掲げる役員について、職務の内容、責任の度合い、年齢、センターの経営状況等を総合的に勘案して、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内において、事業年度毎に理事会（監事にあつては、評議員会）の承認を経て理事長が決定する。

- 一 理事長 960万円
- 二 専務理事 864万円
- 三 常務理事 816万円
- 四 理事 768万円
- 五 監事 864万円

2 前項の規定は、同項各号に掲げる役員で、当該役員と異なる勤務形態の者（理事を除く。）の年俸の額について準用する。この場合において、同項中「年齢」とあるのは、「年齢、勤務形態」と読み替えるものとする。